

# 令和3年度 水道事業会計決算の概要

- 1 公営企業会計について . . . . . P2
- 2 事業の概要 . . . . . P3
- 3 決算の概要 . . . . . P4
- 4 未処分利益剰余金について . . . . . P9
- 5 未処分利益剰余金の処分 . . . . . P10
- 6 減債積立金及び建設改良積立金残高の推移 . . . P11
- 7 資金不足比率について . . . . . P12

水安全部 総務課

# 1 公営企業会計について

※戸田市では、水道事業及び下水道事業の2事業が該当

- 地方公営企業とは
  - ・地方公共団体が、住民の福祉の増進を目的として設置し、経営する企業
  - ・地方公営企業は、提供するサービスの対価である料金収入により維持

## 【一般の官公庁会計との違い】

- ①現金主義ではなく、発生主義である。
- ②期間計算(費用配分)の考え方がある。
- ③損益計算と資本取引の区分がある。
- ④資産、負債及び資本の概念がある。

現金の収支にかかわらず経済活動の発生事実に基づき整理。  
その年度の収益の獲得につながったと考えられる部分だけがその年度の費用として整理。  
1年間の経営成績を表す収益的収支、施設の建設・改良等の事業費とその財源を表す資本的収支の2つの収支がある。  
資産は資金の運用形態を負債及び資本は資金の調達方法等を示す。※資産=負債+資本

## ●収益的収支と資本的収支

- 収益的収支(3条予算) ・1年間の企業の経営活動(給水事業)に伴い、発生する収益と費用を表したもの  
→ 施設の運転・管理等、事業を運営するための費用とその財源 → 当年度の収益と費用を表す(黒字・赤字)

- 資本的収支(4条予算) ・施設の建設など支出の効果が次年度以降に及ぶものや、企業債の元金償還などの支出とその財源となる収入を表したもの  
→ 施設を建設・整備するための支出と企業債の借入などの財源 → 翌年度以降の収益的収支に影響

- 公営企業会計においては、資本的収支の収入が支出に対し不足するため、収益的収支からの損益勘定留保資金(※1)(減価償却費(※2)等)や利益で補てん(穴埋め)することが一般的。

※1 損益勘定留保資金：現金支出を伴わない支出によって企業内に残る資金。

※2 減価償却費：固定資産の経年的な価値の減少を毎事業年度の費用として計上するもの。



## 2 事業の概要

項目等		年度		令和3年度 (A)		令和2年度 (B)		対前年度増減額 (A) - (B)	対前年度増減率 (B) / (A)
給水人口	人			141,206		140,952		254	+0.2%
給水戸数	戸			67,776		67,183		593	+0.9%
給水量	m <sup>3</sup>			16,435,838		16,861,000		△425,162	▲2.5%
水源別	県水受水	m <sup>3</sup>		13,470,802	82.0%	12,938,704	76.7%	532,098	+4.1%
	井水揚水	m <sup>3</sup>		2,965,036	18.0%	3,922,296	23.3%	△957,260	▲24.4%
有収水量	m <sup>3</sup>			15,381,123		15,447,615		△66,492	▲0.4%
有収率	%			93.6		91.6		2.0	+2.2%
供給単価	円			130.52		119.46		11.06	+9.3%
給水原価	円			141.33		136.90		4.43	+3.2%
費用超過	円			<u>10.81</u>		17.44		6.63	▲38.0%
料金回収率	%			<u>92.4</u>		87.3		5.1	+5.8%

- ・有収水量と有収率：給水量のうち、料金徴収の対象となった水量とその割合。料金徴収対象外の水量は、漏水、管洗浄用、消火栓用、メータ不感量等。
- ・供給単価：有収水量1m<sup>3</sup>当たりの収益（売値）
- ・給水原価：有収水量1m<sup>3</sup>を給水するために必要な費用（原価）
- ・料金回収率：給水原価に対する供給単価の割合で、100%を下回っている場合は、給水にかかる費用を給水収益以外（給水装置分担金、加入金等）で賄う。
- ・料金回収率が改善した要因は、令和2年度に水道基本料金4ヶ月分の減免を実施したことによるもの。令和元年度の実績は95.0%。



### 3 決算の概要 収益的収支①

(消費税抜 単位：千円)

科目等		年度	令和3年度決算額 (A)	令和2年度決算額 (B)	対前年度増減額 (A) - (B)	対前年度増減率 (B) / (A)
収益的 収支	収益的収入(a)		2,427,838	2,242,453	185,385	+8.3%
	収入	水道料金	2,007,611	1,845,433	162,178	+8.8%
		分担金等	164,820	176,436	△11,616	▲6.6%
		その他収益(他会計負担金等)	255,407	220,584	34,823	+15.8%
	収益的支出(b)		2,266,686	2,205,799	60,887	+2.8%
	支出	職員人件費	126,759	123,576	3,183	+2.6%
		受水費	832,226	799,353	32,873	+4.1%
		委託料	373,613	324,567	49,046	+15.1%
		修繕費・動力費	80,193	78,449	1,744	+2.2%
		減価償却費等	747,202	767,330	△20,128	▲2.6%
支払利息		63,729	74,283	△10,554	▲14.2%	
その他雑支出		42,964	38,241	4,723	+12.4%	
当年度純利益(c) = (a) - (b)		<b>161,152</b>	<b>36,654</b>	<b>124,498</b>	<b>+339.7%</b>	



#### ○主な増減理由

- ・収入・・・令和2年度に水道基本料金4ヶ月分の減免(税抜165,180千円減免)を実施したことによる増
- ・支出・・・包括委託の業務増(水質モニタ等)に伴う委託料の増、漏水修理の件数増加に伴う委託料の増(221件→351件)



### 3 決算の概要 収益的収支②



### 3 決算の概要 資本的収支①

(消費税込 単位：千円)

科目等		年度	令和3年度決算額 (A)	令和2年度決算額 (B)	対前年度増減額 (A) - (B)	対前年度増減率 (B) / (A)
資本的 収支	資本的収入(a)		343,640	470,440	△126,800	▲27.0%
	収入	企業債	261,400	374,700	△113,300	▲30.2%
		負担金等	82,240	95,740	△13,500	▲14.1%
	資本的支出(b)		950,275	1,106,006	△155,731	▲14.1%
	支出	建設改良費	541,391	692,723	△151,332	▲21.8%
		企業債償還金	408,884	413,283	△4,399	▲1.1%
資本的収支不足額(c) = (a) - (b)			<u>△606,635</u>	△635,566	28,931	▲4.6%

#### ○主な増減理由

- ・収入・・・企業債借入額の減(令和3年度末残高：3,587,886千円)
- ・支出・・・配水管更新・布設工事及び浄水施設工事の減

※収入が支出に対して不足する額は損益勘定留保資金などで補填。



#### ○工事の概要① 水道管の新設

新曽第一、新曽第二土地区画整理事業の道路整備において、管路維持管理及び耐震化を考慮した配水管網を布設。

- ・配水管布設工事 2工区、L= 98.0m 8,085,000円

**耐震化率[令和3年度末] 52.4%(+0.3%)**

#### ○工事の概要② 水道管の更新及び耐震化

水道本管である配水管の更新及び耐震化を継続的に実施。重要施設連絡管路の耐震化、老朽配水管の更新を実施。

- ・配水管更新工事 6工区、L=918.9m 283,718,600円



### 3 決算の概要 資本的収支②



資本的収支の収入が支出に対し不足するため、収益的収支からの損益勘定留保資金(減価償却費等)等で補てん。

負担金等  
8,224万円



収入 3億4,364万円



支出 9億5,027万5千円

#### ○工事の概要③ 他事業からの依頼による工事

下水道事業、土地区画整理事業、都市計画道路整備事業等の進捗に伴い支障となる既設配水管の布設替え、撤去、消火栓整備工事等を実施。

・下水道事業	4工区	L=52.9m	14,509,000円
・土地区画整理事業	3工区	L=42.2m	14,850,000円
・都市計画道路整備	2工区	L=242.8m	20,302,700円
・消火栓整備等	12基		29,697,800円
	合計		79,359,500円

#### ○工事の概要④ 浄水施設工事

・西部浄水場2号配水ポンプ吐出弁及び逆止弁更新工事	1式	12,870,000円
・西部・中部・東部浄水場空調機更新工事	1式	16,830,000円





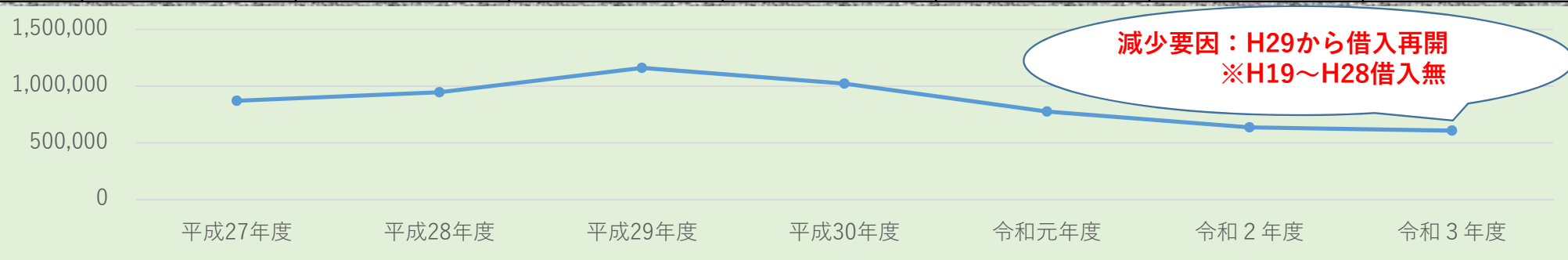
### 3 決算の概要 純利益と資本的収支不足額の推移

(消費税抜 単位：千円)

純利益	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	<b>260,829</b>	<b>177,870</b>	<b>203,157</b>	<b>207,443</b>	<b>219,154</b>	<b>36,654</b>	<b>161,152</b>
	[前年度比]	<b>▲31.8%</b>	<b>+14.2%</b>	<b>+2.1%</b>	<b>+5.6%</b>	<b>▲83.3%</b>	<b>+339.7%</b>



資本的収支不足額	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	<b>869,684</b>	<b>944,967</b>	<b>1,159,953</b>	<b>1,021,700</b>	<b>775,270</b>	<b>635,566</b>	<b>606,635</b>
	[前年度比]	<b>+8.7%</b>	<b>+22.8%</b>	<b>▲11.9%</b>	<b>▲24.1%</b>	<b>▲18.0%</b>	<b>▲4.6%</b>





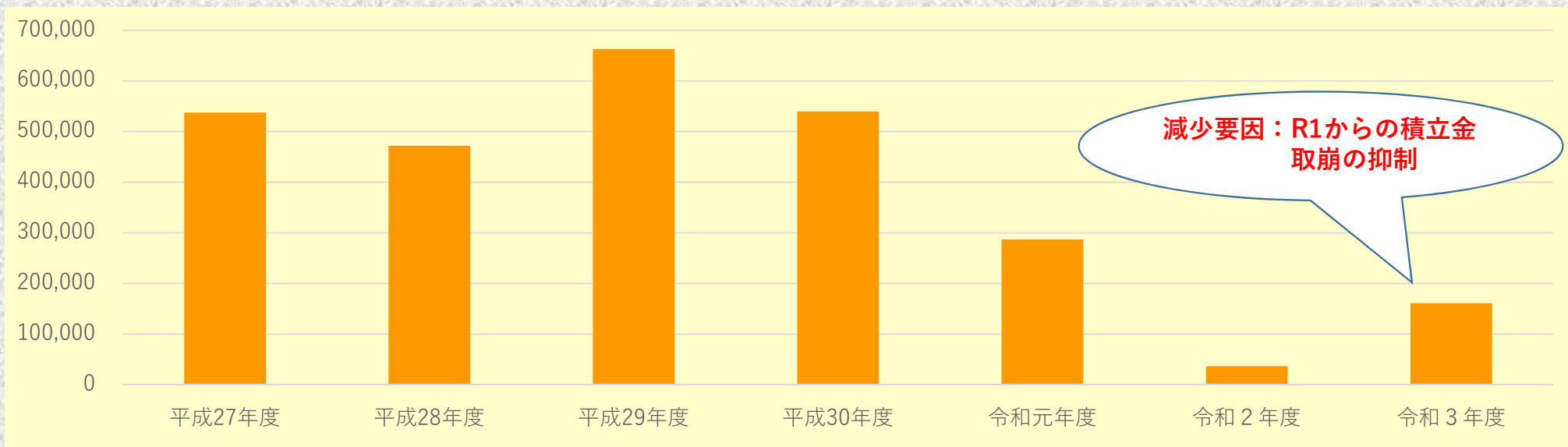
# 4 未処分利益剰余金について

## ○未処分利益剰余金とは

公営企業における営業活動の結果発生した「純利益」については、前年度からの「繰越利益剰余金」とあわせて、「翌年度への繰越利益剰余金」として処理されることとなり、前年度からの「繰越欠損金」がある場合には、当年度の「純利益」から「繰越欠損金」を差し引いた残りの額が未処分利益剰余金となる。

(単位：千円)

未処分利益剰余金	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	537,606	472,120	663,109	539,905	286,879	36,654	161,152



## 5 未処分利益剰余金の処分

### ○未処分利益剰余金の処分とは

水道事業会計の決算において生じた、未処分利益剰余金について、地方公営企業法の規定に基づき、議会の議決を経て用途を決定して処分するもの。

(単位：円)

	当年度未処分利益剰余金
当年度末残高	161,151,965
議会の議決による処分額	△161,151,965
減債積立金の積立 ※1	△161,151,965
建設改良積立金の積立 ※2	0
処分後残高	0

※1 減債積立金 : 企業債の償還に充てるための積立金。

※2 建設改良積立金 : 建設、改良工事等に要する資金に充てるための積立金。

地方公営企業法 (抜粋)  
(剰余金の処分等)

第32条

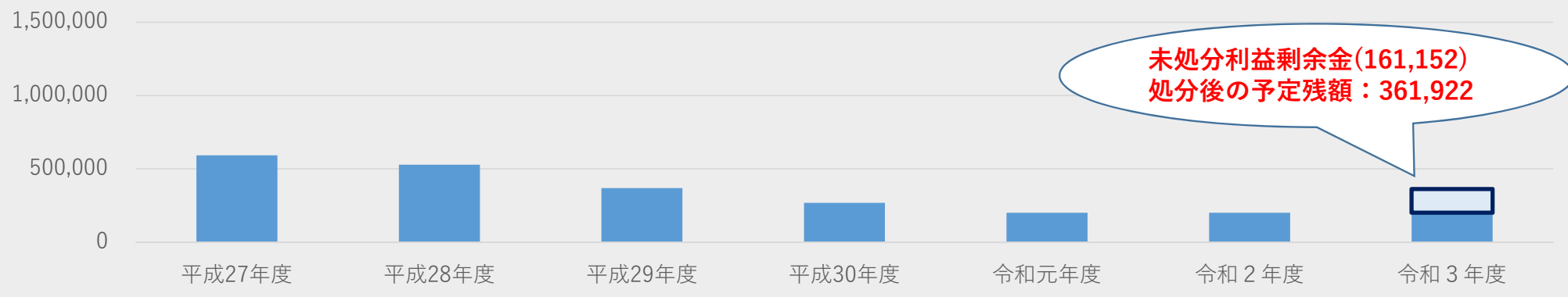
2 毎事業年度生じた利益の処分は、前項の規定による場合を除くほか、条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て、行わなければならない。



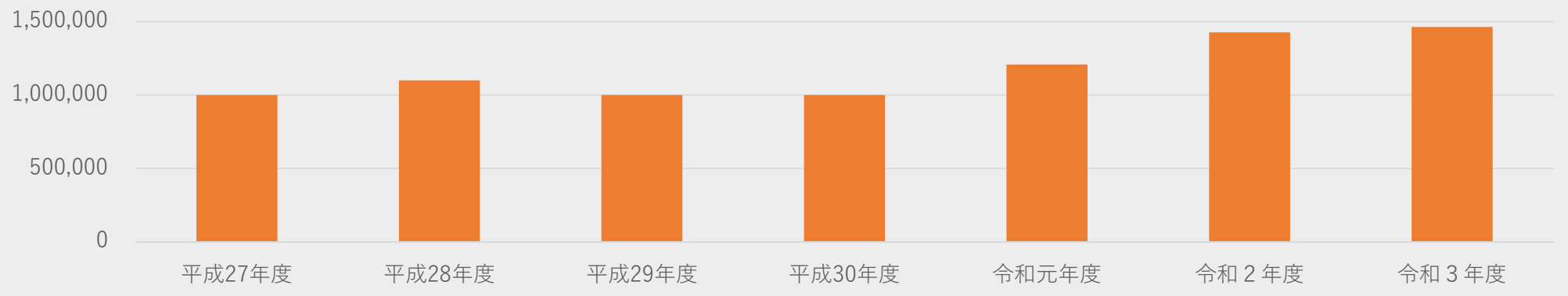
# 6 減債積立金及び建設改良積立金残高の推移

(消費税抜 単位：千円)

減債積立金	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	592,511	528,379	368,925	268,496	200,770	200,770	200,770



建設改良積立金	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	1,000,000	1,100,000	1,000,000	1,000,000	1,207,443	1,426,596	1,463,251



# 7 資金不足比率について

## ●資金不足比率とは

- 地方公共団体の公営企業会計ごとの資金の不足額の度合いを表す指標で、公営企業の資金不足額を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示す指標。この比率が高くなるほど、事業規模に比して累積された資金不足が発生、その解消が困難となるため、経営状況に問題があるとされる。
- 公営企業を経営する地方公共団体の長は、毎年度、当該公営企業の前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該資金不足比率を議会に報告し、かつ、当該資本不足比率を公表しなければならない。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項

$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額 ※1}}{\text{事業規模}}$		
会計名称	戸田市の公営企業の資金不足比率 ※2	経営健全化基準 ※3
水道事業会計	—	20.00%



- ※1 (流動負債+建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高-流動資産)-解消可能資金不足額
- ※2 資金不足になっていないため「—」で表示 (H27：—、H28：—、H29：—、H30：—、R1：—、R2：—)
- ※3 経営健全化基準：経営健全化計画を策定し、自主的な改善努力により経営の健全化を図るべき基準

**【算定数値】**  
 資金不足比率 = 資金不足額：▲1,396,556千円(+:資金不足 ▲:剰余金) ÷ 事業規模：2,303,467千円